

鳥羽市総務民生常任委員会会議録

令和 2 年 3 月 1 1 日

○出席委員

委員長	世古安秀	副委員長	坂倉広子
委員	奥村敦	委員	戸上健
委員	浜口一利	委員	坂倉紀男

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・山下企画財政課長、高浪副参事、永野副室長
- ・中村総務課長、上村館長、奥村補佐、山本補佐
- ・岩井生涯学習課長
- ・山下市民課長、野村補佐、榊原戸籍係長
- ・勢力税務課長、佐々木補佐
- ・中井健康福祉課長、齋藤補佐
- ・清水監査委員事務局長

○職務のために出席した事務局職員

次長兼 議事総務係長	木田 崇
---------------	------

(午前10時00分 再開)

○世古安秀委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務民生常任委員会を再開します。

なお、コロナウイルスの防止のためにマスクを着けていただいても結構です。

本会議において当委員会に付託された案件は、議案第74号、鳥羽市民文化会館の設置並びに管理に関する条例の廃止について外8件であります。

また、本日は、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災から9年が経過いたします。発生時刻の午後2時46分頃に犠牲者を悼み黙禱を捧げますので、皆様ご協力いただきますようお願いします。

これより付託議案の審査に入ります

議案第74号、鳥羽市民文化会館の設置並びに管理に関する条例の廃止について、担当課長の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 おはようございます。総務課長の中村です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第74号について説明をさせていただきます。

提出議案の1ページをお願いします。

議案第74号、鳥羽市民文化会館の設置並びに管理に関する条例について、提案理由としましては、市民体育館の大規模改修及び文化ホール機能を備えたサブアリーナの整備により、芸術文化及び生涯学習の拠点としての機能を鳥羽中央公園一帯へ移転することに伴い、鳥羽市民文化会館の運用を見直したく、本提案とするものです。

次のページをお願いします。

施行期日は令和2年10月1日です。

同条例を廃止するとともに、鳥羽市の重要な公の施設等に関する条例から鳥羽市民文化会館を削除するものです。

昨年の12月12日の全員協議会でこの件について説明をさせていただいております。それをちょっと口頭ですけれども、ペーパーはございませんけれども、とめ直しを要点だけさせていただきたいと思っておりますので、ちょっとお耳だけ拝借ということでよろしく申し上げます。

市民体育館のメインアリーナが5月、それからサブアリーナが11月頃からそれぞれ使えるようになります。サブアリーナにつきましてはホール機能を有する複合施設として、それから、メインアリーナには貸出しを想定した会議室も設置をします。

今後は、中央公園一帯をスポーツ・健康づくり・芸術文化の拠点として有効利用を進め、市民生活の向上を図るという趣旨で進めていきます。

一方、市民文化会館は、ホールを閉鎖した後も会議室等の貸出しを続けておりますけれども、主に行政の会議利用が大勢を占めているということ、それから、施設管理に多額のコストがかかっているということで、今後は、3階にあります中央公民館の地元利用は残しまして、それ以外は庁舎としての利用に用途を変更してい

きたいというものでございます。

関連しまして、今回、文教産業常任委員会におきまして、運動施設の管理に関する条例改正を上程しております。それから、当初予算におきまして、市民文化会館の予算としまして、令和2年10月以降の嘱託職員及び日直業務委託のカットや清掃業務委託の簡略化によるカット等を行った予算を計上しております。

なお、市民文化会館3階にある中央公民館の運用の見直しにつきましては、教育委員会のほうで利用者の皆さんに説明を行ってきておりますので、中央公民館関係につきましてご質疑がございましたら、また後ほど、生涯学習課長にも出席をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第74号についてご質疑はございませんか。よろしいですか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お伺ひします。

中央公民館法では、市町村が設立ということになっておりまして、地域に密着した活動を求められる施設だという定義になっております。今回廃止になると、その地域の皆さんの利用に対して何らかの不便といひますか、それをもたらすのじゃないかというふうに思うんですけれども、その点はとひかがかということと、そして、公民館法では、社会教育法でしたか、中央公民館を設置しなければいけないということになっておるといふふうに思うんですけれども、今回、中央公民館を廃止することによる、9月まで、じゃ、中央公民館といひのはどこに設置されるのかと、その2点、お伺ひします。

○世古安秀委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 生涯学習課の岩井です。よろしくお願ひします。

戸上議員の中央公民館を廃止されるという発言なんですが、中央公民館は廃止されません。市民文化会館の貸館業務はやめますが、中央公民館の廃止条例も今回は上げてございませぬ。先ほど総務課長からご説明ありましたが、地元の利用は残しますという話をさせていただいたと思うんですが、12月に全員協議会をした後、地元の町内会長及び錦町町内会の役員会に行つて、説明はしてまいりました。その後、2月18日に、平成30年度なんですが、中央公民館を利用されている団体に集まらせていただきまして、この来年の10月以降の中央公民館の使い方についてご説明させていただいたところ、どうしても夜間、今度から使えなくなりますので、車がないとか、体育館のほうではちょっと遠いという話がございしました。地元不便をかけるという話がありますので、生涯学習課とすると、地域に公民館及び老人憩の家等々がありますので、そちらはどうですかというご提案もさせていただいたんですが、ちょっといろいろ使いつらいというお話がありましたので、そのお話を受けまして、中央公民館については、引き続き生涯学習課が昼間だけ地元の、特に車とかそういうご不便をかける団体に関しては、これまでと同じように、使用料は公民館ですので取りますが、使つていただくという形で総務課とお話をさせていただいたところですよ。

以上ですよ。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 地元の利用は残すという答弁でした。

中央公民館は残りますということでしたけれども、実態としてはないわけですね。庁舎として利用するわけだから、中央公民館としての実態はあるんですか。

○世古安秀委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 実態も、庁舎は市民文化会館庁舎化にはなりますが、夜間の利用はできませんが、昼間の中央公民館のあの場所については、生涯学習課が会議室を予約するような形で管理していきますので、今までと同じように、各団体が生涯学習課に連絡してきていただいたらお貸しするような形にはなっています。

ただ、総務課長が初めにお話ししたように、教育委員会とすると、今後、体育館のほうに会議室等々で健康・福祉・スポーツの拠点にしたいものですから、できるだけそちらに移管、移っていただきたいというご説明をさせていただいたんですが、どうしても地元の公民館だけでは町内会全員が入らないとかいうような利用形態が残っていますので、その辺は、老人会の連合会の総会等は、引き続きこちらの中央公民館等でやっていただけるような形をとりたいと思っております。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうすると、法的には、岩井さん、問題ないという理解でよろしいでしょうか。

○世古安秀委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 はい。そのように理解しております。

○戸上 健委員 分かりました。了解です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第75号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について、担当課長の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 それでは、提出議案の3ページをお願いします。

議案第75号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について、提案理由としましては、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関して定めた条例が、所期の目的を達成したことに伴い、本提案とするものです。

次のページをお願いします。

同条例を廃止するとともに、附則第2項に、同条例の規定により行われた職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、条例廃止後もその効力を有することを定めております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第75号についてご質疑はございませんか。

ちょっと、交代。

(委員長交代)

○坂倉広子副委員長 それでは、委員長の質問に入ります。

世古委員長。

○世古安秀委員 課長、総務課長、なぜ、ちょっと昭和天皇の崩御に伴う条例ということで、なぜ今頃出してきたということになるんですかね。

○坂倉広子副委員長 失礼いたしました。山本課長。山本補佐。失礼いたしました。

○山本課長補佐 総務課の山本です。よろしくお願いします。

なぜ今回条例の廃止に至ったというところでございますけれども、実は、この条例の第3条に、地方自治法第243条の2という条項を引用しております、地方自治法が改正されることによって条ずれが起きました。そこで、改正をするのか廃止するのかということで、他市の状況や三重県、それとあと法務担当のほうと協議をした結果、この条例の対象となる職員が今後発生することはないので今回のタイミングで廃止するべきであるということで、協議した結果、今回廃止の提案をさせていただくことになりました。

以上です。

○坂倉広子副委員長 世古委員長。

○世古安秀委員 この条例の国の改正に基づいてということやけれども、それはいつ頃の改正があったんですか。最近ですか。

○坂倉広子副委員長 課長補佐。

○山本課長補佐 この令和2年4月1日施行の地方自治法の改正に伴うものです。

○坂倉広子副委員長 ということ、それでは委員長に代わります。

(委員長交代)

○世古安秀委員長 戻ります。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第76号、鳥羽市監査委員に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

監査委員事務局長。

○清水監査委員事務局長 おはようございます。監査委員事務局の清水です。よろしくお願いいたします。

議案第76号、鳥羽市監査委員に関する条例の一部改正について提出させていただきました。

提出議案書5ページをご覧ください。

今回の議案の提案理由といたしましては、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う引用条項の整理及び字句の整理を行いたく、本提案とするものであります。

地方自治法等の一部改正の内容につきましては、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等として、新たに第243条の2及び第242条第3項が新設されたことによるものです。

それでは、新旧対照表の2ページをご覧ください。

下のほうなんですけれども、第6条と第7条につきましては、今、説明いたしました新たな規定が新設されたことにより引用条項のずれを改正するものであります。

戻りまして、第3条、第4条、第5条につきましては、今回の改正に併せ、字句の整理を行ったものであり

ます。

第3条第1項中（以下、定期監査という）及び第4条中（以下、臨時監査という）ものについては、以下条文において同じ文言が出てこないの、もう削除させていただきました。

第4条見出し中、臨時監査及び第5条見出し中、補助金等の監査につきましては、それぞれ随時監査、財政援助団体監査に、現在の表現に整理させていただきました。

以上が今回の一部改正の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第76号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 2点お聞きします。

第4条の臨時監査を随時監査に改めるんですけれども、広辞苑によりますと、臨時監査というのは定期でないこと、随時監査というのは、好きなときにいつでもできることというふうに記述されております。イメージとしてよく分らんのんですけれども、定期でないということは、随時でいつでもやれるということとほぼイコールじゃないかというふうには思うんですけれども、何でこれを改めなければならなかったのかというのを教えてください。

○世古安秀委員長 監査事務局長。

○清水監査委員事務局長 一般的に、今はもう臨時監査という言葉は使っておりませんで、随時監査という言葉に替わっております。今回の条例は、前回は平成20年当時に改正されて以降、改正がされていませんので、こういう言葉に整理させていただいたということになります。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 5条の見出し中、補助金等を財政援助団体等に改めるということですが、これは、監査団体の拡大につながるのでしょうか。

○世古安秀委員長 監査事務局長。

○清水監査委員事務局長

○世古安秀委員長 これに関しても、補助金等の監査という言葉も間違いではありませんけれども、これに関しては、7項の部分で、補助金等とか、あと出資団体に関する団体に対して行う監査となっております。この中には、公の施設の指定管理等も含まれますので、これも、今の言葉にもう替えさせていただいて、財政援助団体等監査という言葉にさせていただきました。

以上です。

○戸上 健委員 分かりました。オーケーです。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

浜口委員

○浜口一利委員 先ほどの説明で理解はできたんですけれども、お金の監査だけではなくして、この財政援助団体等となると、団体のいろいろな活動の監査も当然していくということではないんですか。

○世古安秀委員長 監査事務局長。

○清水監査委員事務局長 主には、その財政援助を行っている補助金等、団体に対してその出納部分を見たりするんですけども、この等としたことには、公の施設の指定管理という部分が入ってきましたので、そちらのほうに関しては、出納及び管理運営状況も含めて監査することになっております。

以上です。

○世古安秀委員長 浜口委員

○浜口一利委員 広がっているということやな。

○清水監査委員事務局長 そうです。

○浜口一利委員 分かりました。ありがとうございます。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第77号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 提出議案7ページをお願いいたします。

議案第77号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、提案理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の導入等に伴い所要の改正をたく、本提案とするものです。

次のページをお願いいたします。

第2条に次の1項を加えるとしまして、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定に関わらず、任命権者は別段の定めをすることができるとあります。これは、下に様式1号としまして宣誓書というのがありますけれども、職員が採用されたときに、この宣誓書というのを出します。一番下の行を見ていただきますと、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いますと、こういうものを出すわけなんですけれども、会計年度任用職員が今後新たな制度として任用されますと、任期を終えた後の再度の任用ということもありますので、再度任用されたときに改めてこれを出し直すということはしなくてよいと、そういうふうなことをうたったということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○世古安秀委員長 担当課長の説明は、終わりました。

議案第77号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お聞きします。

私も立ち会ったことはないもので、職員が採用されて新任の場合、宣誓書を読むことになっておりますけれども、そのときに、市長から特別の訓示のようなものはあるんでしょうか。

○世古安秀委員長 総務課長。

○中村総務課長 当然、この4月1日という場合が多いと思うんですけども、市長室におきまして、市長から辞令の交付式を行います。辞令の交付式を終えた後に、全員が同じことをしゃべるわけにもいきませんので、

新たに採用される職員の代表を決めまして、代表にこの宣誓書を読んで誓っていただくということをします。その後、市長訓示は当然ありますので、その言葉がどうかというのは、もうそもそも違うと思いますので、ここでは、すみませんけれども、まあ頑張ってくださいということで伝えて。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 すみません。今までに市長訓示、新入生ならぬ新採者ですけれども、公表といたしますか、市長はこういう諸君に訓示しておるんだというのを市民向けに発表されたことはありますでしょうか。

○世古安秀委員長 総務課長。

○中村総務課長 市民向けには公表はしてございません。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 市職員ですので、全体の奉仕者ですわね。ですから、市民に対する奉仕者ですので、市長はこういう訓示をなさったかということは、これはあくまでも市長の訓示ですので、無理強いはできませんけれども、一遍市民公表をご検討願いたいというふうに思います。

それから、委員長、続けてよろしいですか。

○世古安秀委員長 はい、どうぞ。

○戸上 健委員 二つ目ですけれども、会計年度任用職員になると、今の職員とほぼ同じといたしますか、そういうことになるかと思うんです。これまで臨時職員、嘱託職員に対する研修はありませんでしたけれども、今後、接遇研修とか様々な研修、それも利用できるということになりますでしょうか。

○世古安秀委員長 山本総務課長補佐。

○山本課長補佐 研修につきましては、これまでも正規職員の研修に参加していただいているときもありますし、昨年度と一昨年度は、本市の女性職員が講師となった接遇研修を非常勤職員向けに実施しております。

これからのつきましても、会計年度任用職員向けとするか、正規職員と合わさった形でするかはまだ検討していきますけれども、何らかの研修は受けていただく方向で考えております。

以上です。

○戸上 健委員 分かりました。了解です。

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 サービスの宣誓をするそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるように、任命権者が特段の定めをすることができるということなんですけれども、これは、職員が自分の思いの中でふさわしい言葉で思いを晴らすということでええんかな。これ、どんなことやろう。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 このサービスの宣誓に関する条例のところ、職員となった者は、任命権者、または任命権者の定める上級の公務員の面前において、この様式による宣誓書に署名してからでなければ、職務に当たることができないというふうに規定されておまして、今回、ふさわしい方法というのが、毎回毎回再度の任用ごとに職務の宣誓をしてもらうのではなくて、再度の任用の場合は、一番最初に任用したときに行った職務の宣誓をもってみなすことができるという取扱いができるよう、改正、一文入れさせてもらったものです。

以上です。

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

○浜口一利委員 ちょっと分かりづらいんですけども、何となく分かるような気がします。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 それぞれふさわしい方法でというのは、この様式をそれぞれの言葉でという意味ではなくて、宣誓書を提出するタイミングのことで、あくまでこの宣誓書に基づいて、初めて任用されたときに宣誓をしていただく。再度の任用の際は、一番初めに任用していただいた宣誓書をもって、したとみなすという取扱いを定めたものです。

○浜口一利委員 はい、分かりました。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、ないようですので、次に議案第78号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

市民課長。

○山下市民課長 市民課、山下です。よろしくお願いします。

議案第78号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について提出させていただきました。

提出議案の9ページのほうをご覧ください。

提案理由といたしましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、長い法律名ですが、通称、こちらのほう、デジタル手続法といいます。この法律による、まず住民基本台帳法の改正等に伴い関係規定の整備等を行いたく、本提案とさせていただきます。

今回の改正の趣旨でございますが、3点ございます。

市民課は、住民票と戸籍関係です。

1点目は、デジタル手続法の改正によりまして、住民基本台帳法が改正になり、住民票の除票の写しと戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されております。これについて、証明書の交付1件につき200円を追加する所要の改正をしております。

2点目は、デジタル手続法の改正によりまして、番号利用法が改正になりまして、通知カードが廃止になるため、1件500円を頂戴しておりましたが、こちらの手数料の廃止をする所要の改正をしております。

3点目でございます。こちらのほうは、税務課のほうですが、固定資産台帳関係のものになります。固定資産に係る事項の証明書発行事務における件数の規定の整理等を行うための所要の改正をしております。

それでは、私のほうから、まず初めに、新旧対照表の5ページのほう、ご覧ください。

現行の第2条の第1項第4号カ、これで、ここは徴収すべき事項及び金額を表しております。こちらでは、住民票の写しと住民票の記載事項証明及び住民票の除票の写しの交付は、1件につき200円と規定しておりました。改正案のほうの第2条第1項4号のアでは、住民票の写し、そして住民票記載事項証明の2つの交付規定としております。そして、制度化しました住民票の除票の写しの交付については、ウのほうで1件

200円と、分けて規定をしております。

そして、改正案のほうです。第2条第1項4号のカ、こちらのほうを新たに規定しております。こちらのほうは、戸籍の附票の除票の写しの交付を制度化しましたので、改めて1件200円として条文を加えております。

次に、6ページのほうをご覧ください。

現行の第2条第1項第5号イでは、通知カードの再交付は1件につき500円を規定していましたが、通知カードの再交付は、一部の条件を除き廃止になるため、改正案では2条第1項第5号イの条文を、こちらのほうを削除しております。

施行期日のほうですけれども、公布の日から施行させていただきますが、通知カードの廃止関係の第2条第1項第5号の改正規定については、交付日または改正原因となった法令の施行日のいずれか遅い日から施行させていただきます。

以上、私のほうから説明は終わります。

○世古安秀委員長 税務課長。

○勢力税務課長 税務課、勢力です。よろしくをお願いします。

税務課所管部分で私のほうからご説明させていただきます。

先ほどの市民課の続きで、新旧対照表の6ページの第2条第2項の部分になります。

今回の改正については、上位法の一部改正等によるものではなく、現在利用しています電算システムから用いた諸証明の発行経費を勘案して、今回改正を提案させていただきますので、よろしくをお願いします。

内容のほうなんですけど、現行としましては、土地1筆、家屋1棟ごとに証明を要する場合に、1筆または1棟をもって1件とするという書き方は、1枚ずつですと200円ずつ、計400円の手数料となっておりますが、現在のシステムから出される帳票等が同時に発行できますので、ここで課税台帳に記載されている事項を証明するときは、証明書1枚をもって1件とするということになるので、同時にいけます。ですので、1枚200円という手数料になります。

次に、3項については、その割増し手数料です。先ほど2項で説明させていただきました土地1筆ごとということになっていりましたが、土地は5筆までが200円です。それが1筆、ないし家屋の場合は1棟増えるごとに、家屋は、ごめんなさい、3棟で1件とみなしておりましたが、それが1筆1棟増えるごとに50円の割増し手数料を徴収する規定になっておりますが、それも含めて削除して、発行される証明書1枚200円という形で提案させていただいております。

手数料としては、細かいですけれども、合計で8つまであった場合に、本来350円のところを、今後2枚になりますので400円という形で、その場合だけ割増しには、手数料としては増額になりますが、ほとんどの件数で横ばいか減額という改正になっておりますので、よろしくをお願いします。

この施行期日は、この令和2年4月1日から提案させていただいております。

以上です。

○世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第78号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点確認ですけれども、先ほど税務課長の説明で、上位法の変更は関係なくて、あくまでも市条例の改定だということでした。個人番号カード法といいますか、その制度に関する今回の改定ではないという趣旨でよろしいでしょうか。

○世古安秀委員長 税務課長。

○勢力税務課長 そのとおりです。

○戸上 健委員 了解です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、ないようですので、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

5分間休憩をいたします。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○世古安秀委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第79号、鳥羽市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課、中井です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第79号、鳥羽市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議案書は12ページでございます。

提案理由としまして、保健福祉センターについて、所期の目的が達成された事業の廃止等施設の事業の整理を行うほか、管理委託の見直しを行いたく提案するものでございます。

内容といたしましては、鳥羽市社会福祉協議会がひだまりで行っておりますデイサービス事業を今年度いっぱい撤退することになったことから、センター開設当初に定めた入浴事業や給食事業等に関する条項を条例から削除すること並びに管理委託条項を削除するものであります。

それでは、新旧対照表の7ページをお願いいたします。

条項の改正といたしましては、第5条第1項第1号から事業撤退する部門の字句等を削除しつつ、現状に合った語句に置き換えて改正し、現行第7条を削除して、現行第8条を第7条といたします。

なお、施行は令和2年4月1日からとしております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第79号についてご質疑はございませんか。

浜口一利委員

○浜口一利委員 この廃止された事業についてという説明をもらったんですけども、利用者って本当に少なかったんですか、事実、廃止できるような。もし利用者がおれば、どこかで代行できるということも当然必要やっただと思うんですけども、そのあたりはどんな状況ですか。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 社会福祉協議会に確認しましたところ、利用者の方は市内の別の事業所のほうに移っていただけるようになっているということです。

以上です。

○世古安秀委員長 浜口一利委員

○浜口一利委員 利用料とかというのはほとんど変わらない状況で利用できるということですか。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 はい。基本的に、介護保険サービスの事業の一環ですので、点数等はどこの事業所も変わりませんので、内容等大きく変わるものではないというふうには聞いています。

以上です。

○浜口一利委員 もう一遍ええかな。

○世古安秀委員長 浜口委員

○浜口一利委員 新たにこの社会福祉の相談及び支援に関することというのが、改正案の中でアというのがあっても、現行ではなかったように思うんですけども。これはどんな目的で入れたのかな。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 すみません。もちろん現行でもあったんですが、入っていなかったこと自体が、業務として現行ありまして、今までは入っていなかったというのがむしろおかしいぐらいで、もちろんその他社会福祉増進のために必要な事業に関する事、ここの中の範疇になっていたんですが、これから地域共生社会、それから、昨今特に多い生活困窮であるとかその他のことも考えますと、やはり相談業務というのは表に出したほうがいいのではないかとということで、改めて見える形で条項を置いた形になっています。

以上です。

○世古安秀委員長 浜口委員

○浜口一利委員 廃止された項目というのをカバーするためにこれを入れたものかなと思って聞いたんですけども、今までの事業そのものを入れたということで、はい、分かりました。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 2点確認します。

先ほどの浜口委員の人数、これは何人なんですか、デイサービスの。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 平均60人ぐらいというふうには。

○戸上 健委員 60人。

○中井健康福祉課長 はい。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 提案理由で、所期の目的が達成された事業という記述です。この尺度は何でしょうか。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 保健福祉センターが創立された当時、およそ20年前になります。当時、私、ちょうど介護保険の立上げのときの担当をしていました。そのとき、思い起こしますと、市内のサービス事業所というのがほとんどございませんでした。そのために、前市政、木田市長の下、体制をとらなければならないということで、たしか建てたと思います。

社協さんというのが、やはり1つの目的として、民間事業所さんができないことをやっていただくというのが基本的には社協さんの仕事でございます。サービス事業所がない中、社協さんが始めていただいて、あそこもう20年たってきます。もう確かにお風呂のほうとか、かなりがたが来ていまして、それと、もう一つは社協さんがやめるということで、その後のことも考えますと、ゆめばーるが上に建ちました。ゆめばーるはもともとはあそこの前に建てる予定やったんですけども、昨今の大きな津波であるとかそんなようなことを考えると高台にということで、行ったと思います。その点から考えますと、その後にしても、次の事業所のことを入れるか入れやへんかというのがありますけれども、それを考えると、津波のようなことを考えますと、もうあそこへちょっとサービス事業所を置くというのは、あまりいいことではないのではないのかなというふう考えた部分もございます。

ですので、社協さんが撤退すると同時に、入浴サービス、それからデイサービスを、これにひっついていた給食というの、あそこでは一旦休所させていただくということで、条項を削らせていただいたというのが経緯でございます。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 説明は分かりましたけれども、半ば公的といいますか、社協に対しては、市の助成金、補助金が出ております。ですので、民間が担えない分野を社協が担っているという役割は、僕は薄まっていないんじゃないかというふうに思います。これは意見です。はい。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第83号、第3次鳥羽市地域福祉計画の策定について、担当課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 それでは、議案第83号、第3次鳥羽市地域福祉計画の策定について説明をさせていただきます。

議案書は26ページになります。

提案理由としましては、本市の福祉施策につきまして、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第3次鳥羽市地域福祉計画を別冊のとおり策定したく、鳥羽市議会基本条例第8条の規定によりまして議会の議

決をいただきたく、本提案とするものでございます。

この計画につきましては、昨年12月23日の鳥羽市議会全員協議会におきまして、議員の皆さんに計画の素案を説明させていただき、本年1月6日から24日までパブリックコメントを実施いたしました。結果、パブリックコメントには意見はございませんでしたが、その後の2月5日に行われました第6回目の計画策定委員会におきまして、素案から多少の字句訂正等を行った別冊のとおり計画案を承認いただきました。

第3次鳥羽市地域福祉計画としましては、基本理念を「人とひとつながり 支えあう温かいまち 鳥羽」とし、市民一人一人がひとつながり、お互いさまの気持ちで助け合い、地域みんなの支え合いにより、暮らしやすい温かいまちを目指すものとなりました。

平成29年の社会福祉法の改正によりまして、地域福祉計画の充実がうたわれたことから、以前との位置づけが変わったところもありますが、第2次計画では、特に生活困窮、自立支援中心でしたが、第3次計画では、より複雑化した課題、つながり等に対応した地域共生社会の実現に向けた計画になっております。

なお、資料として提出いたしました概要版は、4月1日号の広報と同時に全戸配布する予定でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第83号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 何点かお聞きします。

まず、福祉計画の1ページですけれども、計画策定の趣旨、ここで、2次計画では、福祉とは何かという前置きがありました。子供でも、高齢になっても、障がいがあっても、家庭や住み慣れた地域の中で自分らしく幸せに暮らしたいということは、全ての人の願いです。その実現を目指して云々とあります。これが3次計画ではカットされております。なぜカットされたのでしょうか。

すみません。ちょっと僕の質問がよう分からなかったかも分かりませんが、福祉とは何ぞやというのを冒頭、2次計画でうたってありました。福祉とはそういうものかという概念です。この概念規定がカットされたということは、僕は、何らかのそこに意図があるんじゃないかというふうに思ったのでお聞きしました。

○世古安秀委員長 齋藤課長補佐。

○齋藤課長補佐 健康福祉課の齋藤です。よろしく願いいたします。

そこのところの部分に関して、意図を持って外したというわけではないです。委員の皆様の中から、今回はこれを入れようということは意見としては上がらなかったもので、今回、ゼロベースでこの計画の趣旨というのをつくらせていただいた次第です。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 次、2点目ですけれども、10ページ、ナンバー6の生活保護の受給状況で、囲みに、おおむね横ばいとなっていますというふうに記述されております。これも、貧困対策というのは福祉の根幹に関わる分野だというふうに思います。これは記述が非常に2次に比べて簡略化されております。これはなぜでしょうか。

○世古安秀委員長 齋藤課長補佐。

○齋藤課長補佐 これも意図して簡略化させていただいたわけではないです。

2次の計画のほうは、どちらかという和生活困窮者の自立支援というのが新しく出て、それをメインに、経済の困窮だけではなくて、社会の孤立というところまで踏み込んで、それを中心に地域づくりをしていこうというのが2次の中で一番中心になった事柄だったと思うんですけども、今回、生活困窮はもとより、それはもちろんなんですけれども、地域共生社会という新しい概念というか、そちらのほうをメインに、中心につくらせていただいている部分もあるのかなというふうに感じています。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 市は、子供の貧困計画も策定したし、ここ3年以内に、貧困対策、非常に取り組んできておる背景に比べれば、3次が、ややそこが薄まったんじゃないかという僕の印象でしたので、お聞きしました。

次に、15ページの地域との関わりについてお聞きします。

このアンケートを取られたわけですけども、最後に、こうした人たちを誘う仕掛けづくりが求められますという記述になっております。このアンケートからどんな課題があると担当課としては分析なさったんでしょうか。

○世古安秀委員長 齋藤課長補佐。

○齋藤課長補佐 この15ページの地域との関わりのところということでよろしいですか。

○戸上 健委員 はい、そうです。はい。

○齋藤課長補佐 特に、この15ページの棒グラフの右側の、右側の棒グラフのこの13.4%というところが、日頃から相談に乗ったり手助けをしているというところがあるんですけども、この13.4%の人たちというところをこれからどうやって増やしていくんだろうか、そういった仕掛けづくりが必要ではないか。もしくは、その13.4%の人たちというのがある部分というのを大切にしていかなければいけないんじゃないかというところを一番議論されたところですよ。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。

(「そのページの関連でよろしいですか」の声あり)

○世古安秀委員長 はい、関連。戸上さん、関連で。

○戸上 健委員 ああ、どうぞ。

○世古安秀委員長 浜口一利委員。

マイク入れてください。

○浜口一利委員 地域との関わりについてという記述の中で、悩みの相談というのを、このアンケートの結果だということなんですけれども、民生委員、児童委員や地域福祉推進委員への相談はごく僅かとなっていますというようなことなんですけれども、これ、やっぱり大事なところで、民生委員さんや児童委員さんが結構一生懸命仕事をやっていく中で、なぜ少ないのかなということなんですけれども。ちょっとそのあたりはどんなふ

うに分析しているのかなというところで質問したいんですけども。

○世古安秀委員長 齋藤課長補佐。

○齋藤課長補佐 この答えてくださった方というのは、高齢者の方の割合がかなり多かった。アンケート調査をすると、大体そういうのが高齢者の方が答えてくださるといふことが多いんですけども、にもかかわらず、民生委員の方というところのつながりがそれほど多くなかったというところで、今回の分析というところは、ちょっとそれはどうしてかなというところで終わっているところなんです。

高齢者の方であれば、もうちょっと民生委員さんのところのほうの情報も多いのではないかというふうに、委員会の中でもそういうふうに捉えられていた部分よりは少なかったなというところなんです。もっと民生委員さんの存在と活動をPRしていくことが必要であるというふうに思っております。

以上です。

○世古安秀委員長 浜口委員。

○浜口一利委員 いろんな悩みがあると、やはり近所の人に相談するといふのが多いといふようなことも書いてあるんですけども、これは当然なんですけれども、行政ではできない部分といふところがあるもので、なかなかここへ計画していただく、近所付き合い、地域の付き合いといふのは、やっぱりこの中では一番大事なところだとは思いますが、何か行政としてはできない何かそういうところがあって、どんなふうにやっていくのかなといふことなんですけれども、福祉計画自体、これを実行していく中で、大きなウエートを占める部分といふところがそこにあると思うんですけども、これは、計画は、いいところを、今、アンケートの結果を見ながらしっかりと分析をされて、計画を示してあるわけなんですけれども、どんなふうに行っていくかといふのがなかなか厳しいところかと思うので、そのあたりもよろしくお願ひしたいと思います。

(「私もちょっと関連して」の声あり)

○世古安秀委員長 関連で。

坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 関連で。

民生委員、あるいは児童委員さんの担い手不足といふのも少し聞いているんですけども、その解消、今後、地域共生社会としてどういふふうな考えでいかれるのか。それだけちょっとお伺ひしたいと思います。

○世古安秀委員長 課長補佐。

○齋藤課長補佐 確かに、民生委員さん、児童委員さんのなり手といふのが、年々これは高齢化社会とともに、なったださっている方も高齢化していって、これ以後なったださる方といふのはどんどん少なくなっていくといふのは危惧されているところであります。

だからこそ、この計画の中でも、一人一人が活躍できる場といふのを自ら率先的に、自分はどういふことができるのかなといふところを市民の中で意識づけしていくことが大事だといふ、地域共生社会の一つとしてそれを進めていかなければならないといふその地域の素地といひますか、そういうものからつくっていくことで、民生委員さんのなり手といふか、そういったものも少しずつ今の状況から変わってくるんじゃないかといふふうに思っております。

以上です。

○世古安秀委員長 よろしいですか。

○坂倉広子委員 はい。

○世古安秀委員長 それでは、戸上委員、戻します。どうぞ。

○戸上 健委員 次に、26ページ、必要な人に必要な支援が届くまちづくり、ここは安心しました。すばらしいと思いました。特に、市の取組で、未納、それから生活困窮者の把握、必要な支援づくり、これを引き続き全庁的な取組が求められますと述べられております。全庁を挙げてやって。すみません。引き続き、全庁挙げてやってほしいと思うんですけども、僕らも滋賀県の野洲市、視察しまして、役場、市役所の玄関に入るともうすぐに、あなた方も視察をなさったかも分かりませんが、市民相談窓口があります。鳥羽市もああいう方向をぜひ強めていただきたいというふうに思います。

何か全庁的な組織、こういう展望だというのがあるんでしょうか。

○世古安秀委員長 齋藤課長補佐。

○齋藤課長補佐 地域共生社会の事業の中で、多機関の協働による包括的支援体制の構築というのを昨年度から進めさせていただいていく中で、その方針の中では、鳥羽市としては、まず健康福祉課のひだまり相談窓口という強化から中心に始めているんですけども、1つの総合相談の窓口1つをつくるということをする、その人たちに、もう無理なことではないですけども、そこに集中すると、新たな組織の人的コストもかかってくることも踏まえると、それぞれの窓口がそれぞれの自分のところだけの知識だけではなく、周辺、自分たちの関係する知識も踏まえることで、いろんなところが総合的につながるといって総合的な窓口をつくっていくという方向性で、今、進んでいるところです。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 私も貧困問題の一般質問で、四日市の市営住宅の徴収をNHKで放映されたやつを取り上げて、その職員が単に集金に回るというだけではなくて、どうすればその人を助けられるかというオールラウンドプレーヤーというか、エキスパートになっていってほしいということを紹介しました。今、健康課が進めておられる地域共生社会で、職員全体がそういう方向に視野が向き出したというのは、僕は非常に素晴らしいことだというふうに思いますので、これは引き続き頑張っていたいただきたいというふうに思います。

委員長、続けてよろしいでしょうか。

○世古安秀委員長 はい、どうぞ。

○戸上 健委員 もう二、三点で終わります。

僕の苦言なんですけれども、この中段に、人口が減少する未来に向けて、心豊かに安心して暮らせる地域をどのようにつくっていくかが、今、問われています。鳥羽市の人口が減少していくと、縮小していくというのはもう宿命なんだという記述になっているんですけども、これは審議会で、そうやないんやと異論は出なかったんでしょうか。

○世古安秀委員長 齋藤課長補佐。

○齋藤課長補佐 そのことに関しての異論は出なかったです。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 すみません。僕のこれは独断かも知れません。

そして、35ページの地域活動や市民活動の促進で、自治会、老人会等の地縁団体やボランティア団体、市民活動団体が充実した活動を行えるように支援しますとうたわれております。

今年度の予算、市に、これはなっているかも知れませんが、支援しますとサービスカットというのは、僕は両立しないと思うんだけど、あなた方の職員のやる気と新年度予算に何か隔絶感があるような感じがします。これはもう僕の独り言です。

ごめん。最後です。もう一点です。

67ページに、計画の進捗管理で、計画の進捗状況を広く市民に周知できるように、ホームページの掲載等により計画の各年度の実施状況や変更、見直し等について公表していきますと決意が述べられております。こうあってほしいと思います。これは僕の要望です。

最後、資料で添付されております社会福祉法の関係抜粋で、先ほど社協のことが出ておりましたけれども、3ページの地域福祉計画で、市町村福祉計画の中で、ごめん、4ページですね、4ページの109条の5項、4ページ、この資料で地域福祉法の関係抜粋というのが……これ、添付されていなかったか。

(「多分、その7ページまでが計画に」の声あり)

○戸上 健委員 そうですか。僕がこれ、勝手にしたのか分かりません。

それですけれども、先ほどの社協の関連で課長にちょっとお伺いしたいんですけども、この5項で、関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることのできる。ただし、役員総数の5分の1を超えてはならないとうたわれております。法的に、例えば社協の理事が10人いる場合は、職員から2人参画できるということになっております。現況の状況を見ると、これはあってしかるべきではないかというのは僕の意見なんですけれども、この場で言うのはあれかな。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 現状では確かに、私もちょっと正確ないつからというのはちょっと、すみません、資料を持っていないのでお答えできないんですけども、もう10年来、理事には健康福祉課長は入っておりません。

しかしながら、先日、社会福祉協議会のほうから市長に宛てて理事の推薦依頼というのがございました。ですので、それに対して、推薦をするという形で理事を1名、市から送り込むという形になって、もちろん理事会、評議会で承認された後になりますので、新年度になってからになると思いますけれども、1名は理事が市職員から、市から入るといような形になろうかと思っております。

今のところ、まだ推薦書を出しておりませんので、誰かというのは申し上げられないんですが、来年度からは理事が1名入ると思われます。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

浜口一利委員。

○**浜口一利委員** 今、戸上さんは35ページのところでちょっと優しい面が出たような感じがするんですけども、22ページで、やはり子供会や婦人会は開催しており、本当にこれは地域活動をやっている中では大変なことだと思うんですけども、その中で、やはり老人会とか自治会の市民団体向けの補助金カットとかというのは結構あるわけなんです。本当にそれは厳しいところだと思うんですけども、それは1つにおいて、その地域づくりというところにもこの42ページで触れていると思うんですけども、どうするとええかということ、人がいなくなって、どう行動していくかとなってくると、やはりその地域にはやっぱり交流拠点というようなところが必要ではないかなとも思うんですけども、そこへ地域支援員とか集落支援員というような制度もあって、やはり先ほど言った婦人会とかそういう解散したところが多い中で、それでも、なおかつ地域を支えていこうとすると、もうこれ以上に行政がもう少し積極的にそこへ入っていくということも当然必要だと思うんですけども、そのあたりはどんなように。この中にはないと思うんですけども。書いてあるのか。拠点づくりとか、その活動拠点というんですか、その地域共生社会をつくっていく中での人たちがやっぱり集う場所、それがあっていろいろな考え方ができると思うんですけども、そのような仕組みというのは大事だとは思いますが。

○**世古安秀委員長** 齋藤課長補佐。

○**齋藤課長補佐** 浜口委員おっしゃるとおり、地域地域で拠点というのがすごく重要になってくるという認識があります。地域共生社会の中で、人々がつながるということがすごく大事だということになってくると、その拠点があることによって、つながることによってこができて、つながりやすくなったりとか、活躍する場所ができて、情報交換する場所ができてというところで、拠点がすごく大事になってくるという認識はありますし、いろんな研修に行かせていただくと、その拠点づくりの例というのが紹介されたりしておりますので、鳥羽市としても、そういったところにも力を入れていきたいなというふうに思っております。

○**世古安秀委員長** 浜口一利委員。

○**浜口一利委員** この福祉計画から外れていくかと思うんですけども、やはりこれをしっかりやっていこうとすると、そのような仕組みというのはやっぱり大事なところかなと思う。戸上さんやないけれども、これは私の意見なんで、そのようなことで、この計画つくったらやっぱりしっかりやっていくということ。やっていくとなると、その仕組みというんですか、その拠点たるべきものが必要ではないかなと思います。

○**世古安秀委員長** 健康福祉課長。

○**中井健康福祉課長** 一応計画のほうでは、46ページのほうに交流拠点の充実ということで一応記載はされております。ですが、委員言われたようなことは、まだまだこれから大きな課題となってくると思いますので、これからも頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○**世古安秀委員長** 坂倉広子委員。

○**坂倉広子委員** 一つ聞いていいですか。すみません。

地域の交流拠点ということで、先ほど課長のほうから、46ページの紹介があったんですけども、今、地域共生社会でまちトークをされていますよね。あれの総合的に着地点になったときのまとめとか、いろんなそのやった結果とかというのは、これからここに反映されていくんですか。

○世古安秀委員長 齋藤課長補佐。

○齋藤課長補佐 まちトークの成果をこの地域福祉計画の中で報告させていただきながらとりまとめていければ
など思っております。

○世古安秀委員長 坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 だいたいどれぐらいの期間を、として一巡されて見越しているのか、すみません、お聞かせく
ださい。

○世古安秀委員長 齋藤課長補佐。

○齋藤課長補佐 今年、まちトークのほうをはじめさせていただいて、20地区、一応回らせていただいている
んですけども、一応3年で全ての地域全部回るということを目標にしております。

○坂倉広子委員 はい、分かりました。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第84号、鳥羽市辺地の総合整備計画の策定につ
いて、担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○山下企画財政課長 企画財政課の山下です。よろしくお願いします。

それでは、議案書の27ページをお願いします。

議案第84号、鳥羽市辺地の総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、鳥羽市坂手町辺地の公共的施設の総合整備を進めるため、辺地に係る公共的施設
の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3号第1項の規定により提案するものです。

それでは、高浪副参事のほうで説明しますので、どうぞよろしくお願いします。

○世古安秀委員長 企画財政課副参事。

○高浪副参事 企画財政課、高浪です。よろしくお願いします。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法では、辺地とは、その他の地域と
の間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的としており、この法における辺地とは、
交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、ほかの地域に比較して住民の生活文化水準が著しく
低い山間地、離島、その他辺鄙な地域で、住民の数、その他について政令で定める要件に該当しているものを
言います。

辺地に該当するか否かについては、その地域から市役所や学校、医療機関といった公共施設までの距離等を
点数化し判断することになっております。鳥羽市においては、答志町、桃取町、菅島町、神島町、坂手町、千
賀町、石鏡町の7町が該当いたします。

今回ご提案いたしますのは、坂手町における公共的施設の総合整備計画でございます。

議案書28ページをご覧ください。

坂手町における総合整備計画書でございます。

項目1ですが、辺地の概況としては坂手町、中心地は坂手町339番地、公共施設等までの距離など点数化

した辺地の点数は126点でございます。この辺地の点数が100点以上であることが辺地の要件となっております。

項目2でございます。公共施設の整備を必要とする事情としまして、下から5行目から示してございます。島民の医療を支える坂手診療所では、常勤医師を配置しておりますが、医師不足により医療体制の維持が大変厳しい状況にあります。そのような中、医用画像をデジタル化し、デジタル画像診断ができるデジタルラジオグラフィシステムの導入を行い、島民が安心できる医療体制の充実を図りますとして、整備が必要な理由を示しました。

議案書29ページをご覧ください。

項目3でございます。公共施設の整備で、計画期間は令和元年度から2年度までの2年間とし、事業費としましては363万円で、そのうち辺地対策事業債として360万円を予定額としております。

辺地対策事業債は、辺地の要件に該当した7町におけるハード整備のみに活用でき、充当率100%、本年度元利償還金の80%が交付税措置されます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第84号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第85号、定住自立圏形成協定の変更について、担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○山下企画財政課長 続きまして、30ページをお願いします。

議案第85号です。定住自立圏形成協定の変更についてでございます。

提案理由につきましては、伊勢志摩圏域における歯科医療の一次救急医療体制の充実を図るため、伊勢市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更したく提案するものです。

それでは、高浪副参事から説明しますので、よろしくお願いいたします。

○世古安秀委員長 企画財政課副参事。

○高浪副参事 よろしくお願いします。

議案書31ページ、31ページをご覧ください。

鳥羽市は、伊勢市との間に定住自立圏の形成に関する協定を締結しております。今回は、その協定の中で、連携する具体的事項の一部を追加する形で変更したいというものでございます。

鳥羽市においては、歯科における休日・夜間応急診療所を開設していないため、医療体制の確保を図るため、伊勢市休日・夜間応急診療所の歯科運営を連携して行い、歯科に係る一次救急医療体制を維持・継続していくとするものでございます。

表をご覧ください。

表の中の左側の欄でございますが、左側はその施策でございます。施策のとしては、医療体制の確保を挙げております。

左から2番目の欄ですが、これは取組内容でございます。ここには、救急医療体制を確保するため、休日・夜間の一次救急医療体制を維持・運営することを挙げております。

次の欄は伊勢市の役割でございます。伊勢市においては、伊勢市休日・夜間応急診療所を運営するとし、一番右側の欄は、連携する市の役割、つまり鳥羽市の役割でございます。鳥羽市においては、伊勢市休日・夜間応急診療所運営に必要な経費を負担することとしており、協定内容にこの表を追加いたします。

当議案についてご採択いただきましたら、3月下旬には伊勢市と定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第85号についてご質疑はございませんか。

浜口一利委員。

○浜口一利委員 これについては説明も受けたし、質疑はないんですけども、私はそのときにも話をしたと思うんですけども、全てを頼り過ぎないように、地域住民がやはり、近くで便利というあたりはきっちり残した上で、定住自立圏構想というのを進めていってほしいと思います。

それと、もう一点。夜間応急診療所を運営するということなんですけれども、時間がちょっと書いていないけれども、これは何時から。今、ぱっともうただけでは、夜間っていうと朝までかな。また後で確認して。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 すみません。ちょっと伊勢市のことですので、ちょっと時間は分からないんですけども、鳥羽ですと9時半までやっています。7時半から9時半までです。

○浜口一利委員 もうちょっとやってほしいなというところもあるけれどもな。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、審査を終わります。

以上で、付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて、採決に入る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、討議もないようですので、採決に入る前に暫時休憩します。

5分間休憩します。

(午前11時26分 休憩)

(午前11時29分 再開)

○世古安秀委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより各議案を議案番号順に採決します。

お諮りします。

議案第74号、鳥羽市民文化会館の設置並びに管理に関する条例の廃止について、原案どおり可決すること

に賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第74号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第75号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第75号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第76号、鳥羽市監査委員に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第76号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第77号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第77号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第78号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第78号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第79号、鳥羽市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立多数)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第79号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第83号、第3次鳥羽市地域福祉計画の策定について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第83号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第84号、鳥羽市辺地の総合整備計画の策定について、原案どおり可決することに賛成の諸君は、

起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第84号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第85号、定住自立圏形成協定の変更について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第85号については原案どおり可決することに決定しました。

続きまして、総務課防災危機管理室より、新型コロナウイルス感染症の対応と今後について報告があります。防災危機管理副参事。

○平賀副参事 防災危機管理担当副参事、平賀です。よろしくをお願いします。

新型コロナウイルスに係る鳥羽市の対応状況についてご報告をいたします。

資料のほう、1ページから5ページに、1月27日から3月10日まで、昨日までの各課の対応状況を時系列で記載しておりますので、それに沿って説明をさせていただきたいというふうに思います。

多いので、主立った項についてだけ説明を申し上げます。

まず、1ページ目5段目の黄色く網かけした部分ですけれども、ここ、1月28日に課長会議におきまして情報共有を行っております。内容としましては、発生状況の確認、1月26日時点では、中国で感染者が2,744人、死者が80人、国内での感染者は4人というような状況でした。また、これに先立つ2009年4月に流行した新型インフルエンザの対応過程とともに、今後の鳥羽市で可能性のある市の対応について、注意喚起と各課の関係団体への周知や状況の把握を依頼しまして、消毒液の配布を行い始めております。

市民向けには、1月29日にホームページに、それと30日には鳥羽メールや文字放送の行政放送により注意喚起を行うとともに、保育所、または放課後児童クラブに対しても注意喚起を行ってきております。

続いて、2ページ目になります。

網かけ部分、1月31日の対策会議ですけれども、これについては、前日、1月30日に三重県内で初の感染者が出たということで、このことを受けまして、翌日に対策会議を課長級で開催しております。ここでは、状況の確認を行うとともに、各課に対して情報の集約の依頼と感染拡大予防に向けた行動の啓発に努めるよう周知しております。以下の段で、各課に消毒液の配布で、カウンターに設置であるとかというようなところも記載をさせていただいております。

3ページになります。

中段以降、2月4日ではヤフーの防災アプリでの啓発であったり、6日には庁内に手洗い啓発ポスターを掲示したりしております。

2月5日に、不特定多数の来庁者があるため、マスクの必要数というのを調査しておりまして、新型コロナウイルスにつきましては、発症前でも感染のおそれがあるということもありまして、職員から市民への感染を

未然に防止するために、6日以降、市民課や税務課、それから図書館の窓口対応職員、さらには定期船課の職員とか消防職員に配布を行ってきております。

市では、新型コロナウイルスの感染の長期化とか、万が一の災害時に向けて、現在約8万4,000枚の備蓄をしております、分散配備に向けた検討を行っておりますということで、一般質問でこのように答弁をさせていただきまして、3月9日に各連絡所に分散配備するということで、7,750枚、配備を既に終えております。

続いて、4ページの網かけの部分になります。

2月25日になりますけれども、ここで政府の基本方針が出されました。これを受けまして、鳥羽市でも、新型コロナウイルスの対策本部を設置しまして、イベントの開催基準、決定、また各課の今後の行動計画の対応について再確認の依頼をしております。

また、鳥羽市のホームページにイベントの開催状況とか施設の情報などを集約したコーナーを設置しまして、防災危機管理室で集約した情報については、毎日17時に変更、更新をさせていただいております。

資料6ページと7ページ、こちらのほうにイベントの開催状況とか施設の開館の状況とかを添付させていただきまして、ご覧いただきたいと思っております。

今後の対応も、3月15日までというところも、実は市の施設でもあるんですが、それについては、担当課におきまして、今、協議を行っているところでございます。

続きまして、4ページ、最下段の網かけ部分です。

2月28日、第2回の鳥羽市新型コロナウイルス感染症対策本部会議ということで開催しています。これは、前日、2月27日に学校の休校が政府から報道がありましたので、これらの対応ということで、幼稚園、小中学校の休校と保育所、放課後児童クラブの開所という報告を教育委員会、健康福祉課から受けております。

続いて、5ページになります。

下から5段目のところに、三重県からマスクを受領しております。3月6日です。県のホームページにもありましたように、ありましたので、こちらを受けて、月曜日、9日に市内の入所系介護サービス9か所にちょっと調査をかけまして、マスクの在庫数の確認をしました。3月中に在庫が切れるようなところについては、この県からもらった分と市が保有している分を合わせて、3月中の在庫が足らなくなるようなところ、足りなくなる場所は3施設ありましたので、そちらに向けて配布を10日の日、昨日行っております。4月からの分については、一応中旬まで、4月の半ばまでをめぐりに足らなくなることはないように、そこについても、市からマスクを供給したいなというふうに考えています。

また、この資料にはないんですけども、3月6日のほうに緊急経済対策会議というのをやまして、観光や漁業面についての支援の対策、対応について協議をしております。

以上、報告とさせていただきます。

○世古安秀委員長 防災危機管理室の副参事のほうから、新型コロナウイルス感染症の対応と今後についての報告がありました。

このことにつきまして、皆さんのほうで何か聞きたいことがあれば出していただいても結構ですけども、どうでしょうか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お伺いします。

先ほど一般質問で出たという発言ありましたけれども、濱口正久議員がマスクについて質問しました。僕もこれ、いそがすんですけれども、8万4,000枚備蓄をされておって、今、先ほどの説明では7,750枚、各連絡所に配布すると、3月9日に配布するということでした。3月9日やったら、もう終わったのか。配布したということやな。

8万4,000枚もあって、1割しか配布していないという理由は何でしょうか。

○世古安秀委員長 防災危機管理副参事。

○平賀副参事 冒頭に申し上げましたように、ちょっと長期化がどの程度続くのか分からないということと、マスクについては、基本的には職員が市民に対して感染をさせないという目的が一番のところでありますので、まずは、感染の予防というよりは、市民へうつさないというところになっております。というところで、市民への感染拡大を防ぐためのマスクとして、窓口分、そして定期船であつたり消防であつたりといった、仕事を止めることができない職員、市の分というところで備蓄をしたいなというふうに思っていますので、それと、一般質問にありました防災、もしこの時期に災害が起こればということもあまして、そこで一応数の考え方としましては、もし大きな災害が来れば、避難所に避難する鳥羽市の市民は1万人ぐらいと想定をされていますので、その分について、復旧の支援が届く3日分、3万枚は、これは備蓄しておきたいなという考えがあります。

もろもろのことを考慮いたしまして、そのうちで、まず一般向けに高齢者の施設へ出せる分というところで計算をさせていただいております。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 災害が起きれば3万枚必要という説明やったけれども、既に災害、非常事態宣言を国がするぐらいの災害が起きておるわけやわな。そのときに、備蓄しているマスクを放出しないと、僕はこれはもう主客が転倒しておるというふうに思うんです。

それで、市民は今でも開店前のマスク販売のところに行列ですわね。今のそういう事態が続いておるのに、ひょっとして災害が起こるかも分かんたら、そのために3万枚放出しないんだと。そして、まず職員からマスクをして、うつさないことが先決だと言うておるけれども、でも、市長に申し入れたのは2月28日で、学校が休校になる前だけれども、あの時点でもう既に市民はきりきり舞いしておるわけで、小中学校に早く配る、そして福祉施設に早く配る、そういうてきぱきしたことを僕はとらないかんだと。今、もう今さら死んだ子の年を数えるようで詮ないことだけれども、今後もこういうことが起こり得るので、機敏にそれをしてもらいたいと思うんです。一般質問でも、議会の意向というのは重々感じていたというふうに思うので、これ以上言いませんけれども、まず市民の安全優先、これを市政の柱に貫いてほしいと私は思います。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

浜口一利委員。

○浜口一利委員 これまでのコロナの対策については、このような形しかとれないような状況も見受けられるわけなんですけれども、当然、これが長続きするようだと、やはり経済活動というのは当然これは厳しいこと

になってくるわけなので、これは市でどうのこうのではないところが大きいと思うので、これから国の支援策とかいろいろ国もいろいろ出してくると思うので、その情報をきっちり察知した上で素早く対応してやってほしいなど。防災からは少し離れるわけなんですけれども、各課ともそのような態勢で臨んでほしいと思います。

以上です。

○世古安秀委員長 企画財政課長。

○山下企画財政課長 3月6日の日に所内で緊急経済対策会議をやりました。それで、その時の状況は、まず、今どういった声があるかということの把握と、それから、当然新聞紙上で載っていますし、今、議会の声をいただいていますので、そういうことを踏まえまして、そしたら次に何ができるかということになりまして、そのあたりはいろいろ意見がありましたけれども、今、浜口委員さんがおっしゃったように、まず国がどういう動きをしてくるのかということをつかまえながら、鳥羽市としてどういう形でいくかということと、あと観光協会さんとか会議所のほうからも支援の声が来ていますので、そこらあたりも、できることをやっていくということで。ただ、そのような団体とも力を合わせながらやっていきますので、またよろしく願います。

あと、なかなか、例えば観光の誘客の部分につきますと、いつやったらいいのか、そういったタイミングが難しいです。そんなあたりも、事前に準備をしながら、恐らく新年度になって新たに補正予算になりますので、よろしく願います。

以上です。

○世古安秀委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○世古安秀委員長 最後をお願いしたいと思うんですけども、やっぱり国の方針とかがまだまだはっきりと来ていないというふうなところで、国・県と情報共有、そして市内の経済団体とも十分に連携をとって、まずはやっぱり鳥羽市の経済の活性化にも何らかの対策を講じて行ってほしい。情報共有をとりながら進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

報告は終わりました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いいたします。

これもちまして、総務民生常任委員会を散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時50分 散会)

委員長はこの会議録を作りここに署名する。

令和2年3月11日

総務民生常任委員長 世 古 安 秀

総務民生常任副委員長 坂 倉 広 子